

令和3年度 特定教育・保育施設の利用定員について

1. 定員について

施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」があります。

○認可定員とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。（現在、洲本市に地域型保育事業はありません。）

○利用定員とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

本市が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法第三十一条の規定に基づき（下記参照）、子ども・子育て会議で意見聴取を行うものとされています。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 **第十九条第一項各号**に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 **第十九条第一項第一号**に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 **第十九条第一項第二号**に掲げる小学校就学前子どもの区分及び**同項第三号**に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、**前項**の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、**第七十七条第一項**の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、**第一項**の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2. 令和3年度 特定教育・保育施設利用定員（予定）

洲本市全体

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—			149			149
2号認定	—			679			679
3号認定	56	283		—			339
計	56	283		828			1,167

3. 幼保連携型認定こども園洲本こども園 定員変更（R3.4.1 予定）

洲本こども園分園の旧洲本保育所への移転に伴い、0歳児と1歳児の定員を計5名増員しようとするものです。

（変更前）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	5	5	5	15
2号認定	—	—	—	30	30	30	90
3号認定	6	18	24	—	—	—	48
計	6	18	24	35	35	35	153

（変更後）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	5	5	5	15
2号認定	—	—	—	30	30	30	90
3号認定	9 (+3)	20 (+2)	24	—	—	—	53 (+5)
計	9	20	24	35	35	35	158

4. 需給バランス調整について

洲本市では、市圏域で見ると供給超過となっていることから、上記の定員変更（3号認定5

人増)に伴い、全体的な需給バランスを調整する必要があります。

【調整 (案)】

< 3号認定 >

主に五色地域において、利用児童数が減少していることから、公立保育所(園)の利用定員を変更します。

○五色地域保育園 3号認定利用定員：101人→97人

○由良保育所 3号認定利用定員：25人→24人